

2021年2月5日

関係各位

一般社団法人兵庫県サッカー協会
専務理事 仲 義之
(公印省略)

緊急事態宣言発令による都道府県をまたいで的活動禁止依頼の延長について

拝啓 時下益々ご清祥こととお喜び申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々におかれましては、お見舞い申し上げますとともに、県内各地で感染症の治療と拡大防止に全力を注いでおられます多くの医療従事者の皆様に心より感謝いたします。

また、平素より本協会の事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、政府より兵庫県に対して発令されていた緊急事態宣言が、3月7日(日)まで延長される事が発表されました。兵庫県サッカー協会としても現在の状況を鑑み、引き続き都道府県をまたいで的活動の原則禁止を要請させていただきます。都道府県をまたがない兵庫県サッカー協会が主催するイベント(試合)に関しては一律で開催の禁止を要請いたしません。開催する場合は、十分な感染予防対策を講じて頂くよう併せて依頼させていただきます。なお、兵庫県サッカー協会が主催するイベント(試合)に兵庫県外のチームを受け入れる事は禁止とさせていただきます。但し、兵庫県サッカー協会が主催でない私的なイベント(試合)の場合は禁止の対象とはなりませんので、各位にてご判断頂き自己責任にて対応頂きますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスの影響により兵庫県サッカー協会主催の各種事業・大会・イベントを中止及び延期される場合は、事務局までご一報頂きますようお願いいたします。

敬具

記

禁止対象： 期間内の兵庫県外のすべての活動

兵庫県外からのチームの受入

→ 兵庫県サッカー協会主催イベント, 試合の場合：受入禁止

→ 私的なイベント, 試合の場合：各位自己責任で判断

期 間： 2021年1月13日(水)～3月7日(日)

※状況が改善し兵庫県に発令された緊急事態宣言が早期に解除された場合は、上記期間を満了せず解除する可能性がございます。

以上